

## 住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付申請について

### 1 住宅宿泊事業（民泊サービス）について

住宅を活用する宿泊サービス（民泊サービス）を提供する場合、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出もしくは旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく許可が求められます。

住宅宿泊事業の概要については、[こちら（山口県ホームページ）](#)をご覧ください。

### 2 消防法令適合通知書について

住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスを行う場合、県知事等への届出が必要となりますが、届出の際には「**消防法令適合通知書**」の添付が求められます。

消防法令適合通知書が必要な場合は、「**消防法令適合通知書交付申請書**」に必要事項を記入の上、申請場所となる下記の消防署等へ提出してください。

**消防法令適合通知書交付申請書**が提出され、必要事項を確認したのち、事業を始める建物が消防法令に適合しているかどうかの調査を消防職員が行います。調査の結果、当該建物が消防法令に適合している場合は、後日「**消防法令適合通知書**」を交付します。

なお、**消防法令適合通知書交付申請書**の提出時には、建物の概要表、図面及び消防用設備等設置届出書等が必要となる場合がありますので、事前にお問合せください。

### 3 申請様式

[別記様式第 1 消防法令適合通知書交付申請書](#)

### 4 お問合せ・提出先

所在地	申請場所	電話	FAX
光市（大和地域を除く。）	光地区消防組合消防本部予防課	0833-74-5602	0833-74-5611
光市（大和地域）及び田布施町	光地区消防組合東消防署	0820-52-3103	0820-52-3104
周南市（熊毛地域）	光地区消防組合北消防署	0833-91-0001	0833-91-0002